

京都市告示第6 1 4号

生活保護法第5 4条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第1 4条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による介護扶助及び中国残留邦人等支援法第1 4条第2項第4号に規定する介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防・日常生活支援若しくは介護予防ケアマネジメントに基づくプラン又は施設介護を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

令和2年3月10日

京都市長 門川大作

介護機関指定

サービスの種類	名 称	所 在 地	指定年月日
居宅療養管理指導	医療法人高松内科医院	北区紫野下御輿町1 3－ 1 プレイル北大路ビル 1 F	令和元年12月 1日
介護予防居宅療養 管理指導	医療法人高松内科医院	北区紫野下御輿町1 3－ 1 プレイル北大路ビル 1 F	令和元年12月 1日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)